

# 交野市学校規模適正化基本計画(素案) 概要版



## 第1章 計画の背景・目的等

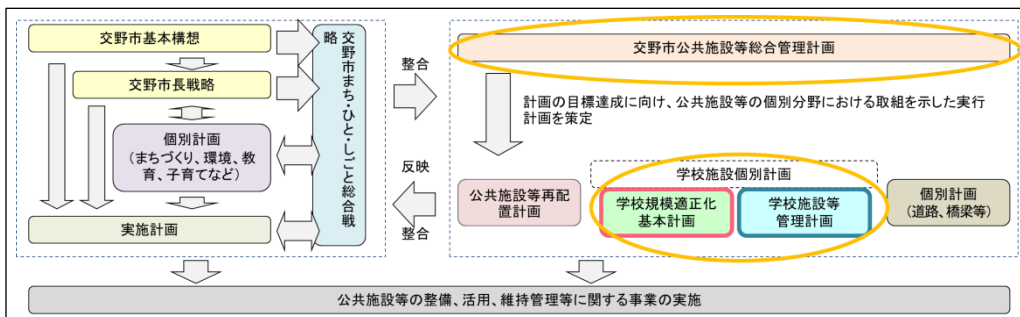
本市では、昭和40年代後半から昭和50年代にかけて、児童生徒の増加に伴い、小・中学校の新設・分離開校が行われました。

近年では児童生徒数が減少し、今後も減少が続くと、将来、学校運営に支障をきたす小規模校が複数現れることが懸念されます。

一方、人口急増期に建設した多くの学校施設は建築後相当年数が経過し、老朽化の進行により、施設の改修・更新が必要となっているなどの課題もあります。

市教育委員会では、教育環境の維持向上を図り、更なる少子化、学校の老朽化等の課題や小中一貫教育などの新たな学校づくりに対応するため、交野市学校教育審議会へ「今後における市立小学校及び中学校の適正規模及び適正配置のあり方」について平成28年7月に諮問し、平成30年7月に答申を受けました。

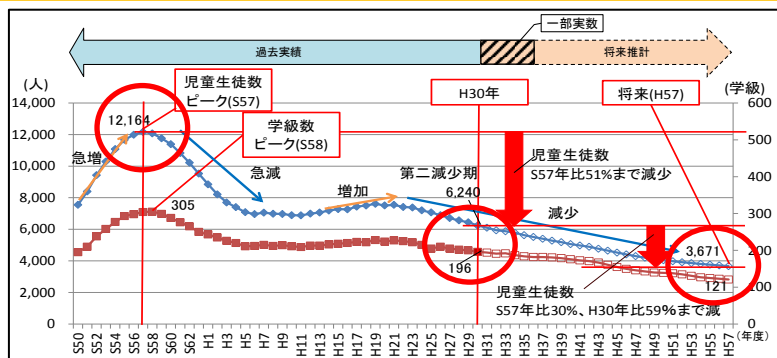
「学校規模適正化基本計画」は答申を受け、各中学校区の今後の適正配置のあり方の方向性を具体的に示すものです。



「学校規模適正化基本計画」は、「交野市公共施設等総合管理計画」に基づく学校施設の個別実行計画で、「学校施設等管理計画」と合わせて、今後の教育環境や学校施設の整備の方向性を示します。

本計画は、平成31年度から平成40年度までの当面10年間を計画の対象期間とし、社会情勢の変化や開発動向などを反映させ、5年後に検証・更新をしながら、概ね10年後を目途に見直すものとします。

## 第2章 交野市の教育及び市立小・中学校の現状と将来予測



昭和57年度には児童生徒数がピークを迎え、12,164人となりました。

平成30年度にはピーク時の約51%の6,240人となり、平成57年度にはピーク時の約30%の約3,700人となる見込みです。

平成57年度には、小学校で6校が12学級を下回り、中学校は4校すべてが9学級になると見込まれます。

## 第3章 学校規模適正化の方針と学校適正配置の必要性

### 交野市の小学校の学級編制における取組み

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
国	→					
府	→	→				
交野市	→	→	→	→	→	→

国では、小学校1年生が35人以下の学級編制、2年生以上が40人以下の学級編制となっています。また、大阪府では小学校1・2年生が35人以下の学級編制となっています。

本市では、35人以下学級の取組みを拡充し、平成29年度から小学校全学年で35人以下の学級編制としています。  
※矢印の学年まで、35人以下学級の取組みを実施。

### 学校規模適正化の方針・学校適正配置の必要性

学校教育を行う上で、適正な学校規模を確保することは、児童生徒の良好な教育環境の維持や教員の指導体制の充実のみならず、学校を円滑に運営するためにも大変重要なことです。

今後も市立小・中学校の小規模化が進むと見込まれる中、将来にわたって、児童生徒の良好な教育環境を確保するためには、学校区の変更や学校統合なども含めて、将来も適正な学校規模を確保することのできる学校配置が求められます。

	基本	許容範囲
小学校	2km以内	3km以内
中学校	3km以内	4km以内

学校適正配置を検討するにあたっては、現在の通学実態や交通事情、地形等を踏まえ、通学距離は左記のように、「学校規模適正化基本方針」(H29.1)で決めました。

# 学校規模適正化の方針

	小規模	適正規模
小学校	11学級以下	12学級以上24学級以下 (1学年あたり2~4学級)
中学校	8学級以下	9学級以上18学級以下 (19学級以上24学級以下も許容範囲とする)

国が標準としている学校規模は、小・中学校ともに12学級以上18学級以下です。本市では、学校規模の大小によるメリット・デメリットや本市の実態を踏まえて、「学校規模適正化基本方針」(H29.1)で定めました。

小学校では、一定規模の児童の中で、互いに学び、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことが大切です。

全学年でクラス替えを可能にしたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには、1学年2学級以上(学校全体で12学級以上)あることが望ましいものとしています。

また、図書室や理科室などの特別教室が少なくとも週1回は使えることが望ましく、学校全体で24学級以下を適正規模としています。

中学校では、教員の配置定数や学校運営の観点から学校全体で9学級以上は必要です。また、生徒一人ひとりの活躍の機会が確保でき、教員が生徒一人ひとりの把握をしっかりとできることから、学校全体で18学級以下を適正規模としますが、校区により児童生徒数の増加・減少割合に差が見られることから、今後の状況変化等へも対応するため、19~24学級についても許容範囲としています。



## 第4章 学校適正配置の基本的な考え方

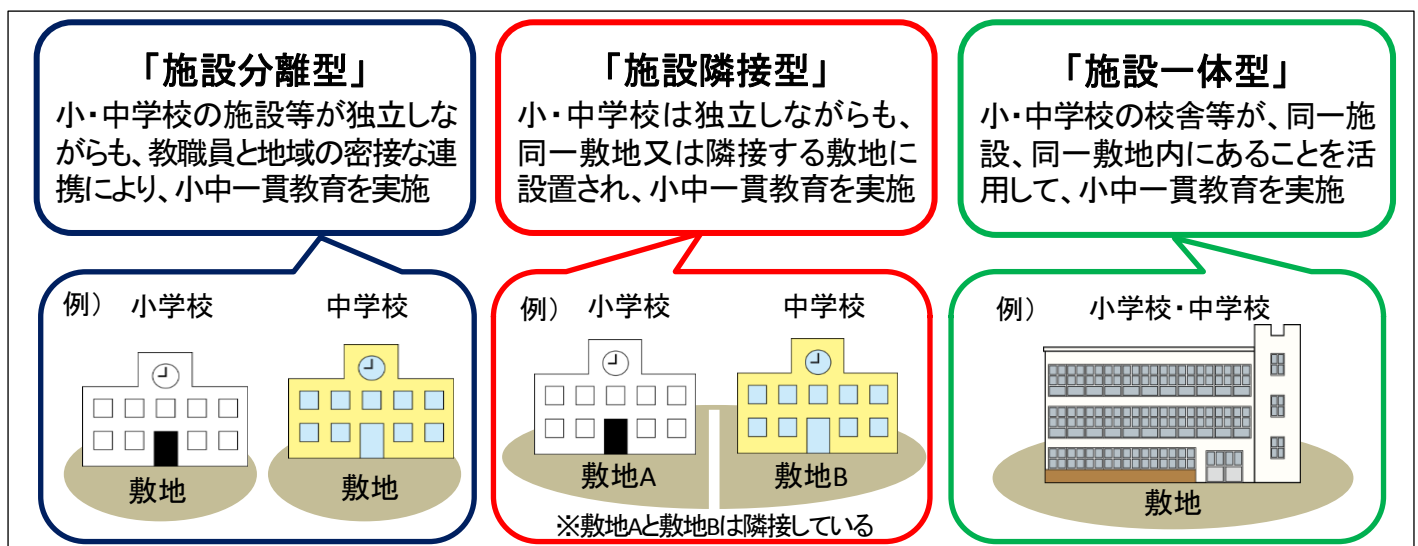
### 学校適正配置を検討する上での基本的な考え方

市立小・中学校の適正配置を検討するため、市域全体を見通した上で、市立小・中学校すべての学校適正配置に係る基本的な考え方として、以下の7つの基本的な考え方をまとめました。

- ① 「学校規模適正化基本方針」に基づき、**将来的にも適正な学校規模を確保**するよう検討する。
- ② 「学校規模適正化基本方針」に基づき、**適正な通学距離の範囲内**となるように検討する。
- ③ 児童・生徒数の将来推計と今後、見込まれる**大規模な住宅開発の影響も考慮**して検討を進める。
- ④ 学校施設の**老朽化状況も勘案**して検討を進める。
- ⑤ **小中一貫教育**を進めるにふさわしい新しい教育環境にも配慮する。
- ⑥ 地域のコミュニティにも配慮し、**現在の中学校区を基本**として検討する。
- ⑦ **一つの小学校からは、一つの中学校**へ進学することを基本として検討する。

### これからの教育に適した学校施設

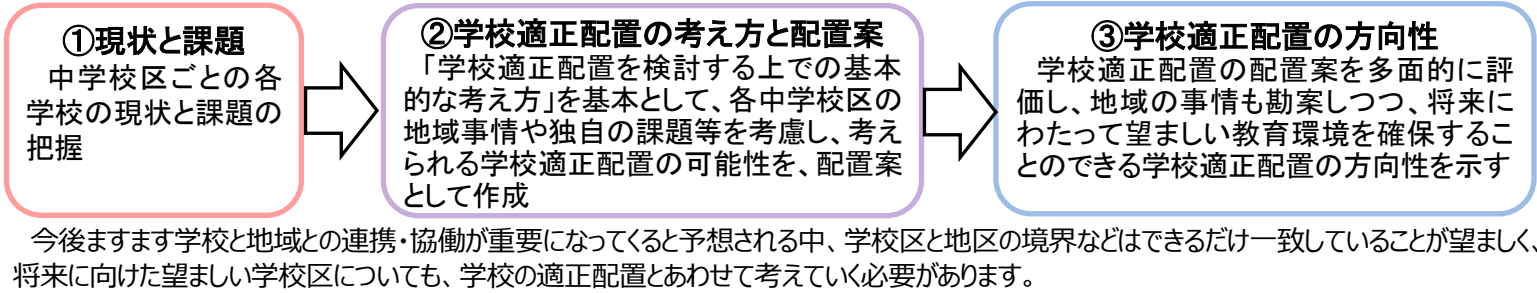
今後の教育環境の整備に向けては、平成32年度からすべての市立小中学校で取り組む、小中一貫教育の実施にも配慮し、地域の理解を得ながら、近年他市でも見られる小中一貫校としての整備なども含めて、学校配置・施設形態を十分に検討していく必要があります。



# 第5章 学校適正配置の可能性

## 各中学校区の学校適正配置の検討における共通事項

学校適正配置の検討は、「学校適正配置を検討する上での基本的な考え方」を基本として、中学校区ごとに、将来に向けた望ましい学校配置を下記のフロー図のように検討するものとします。



## 第一中学校区

### ①現状と課題

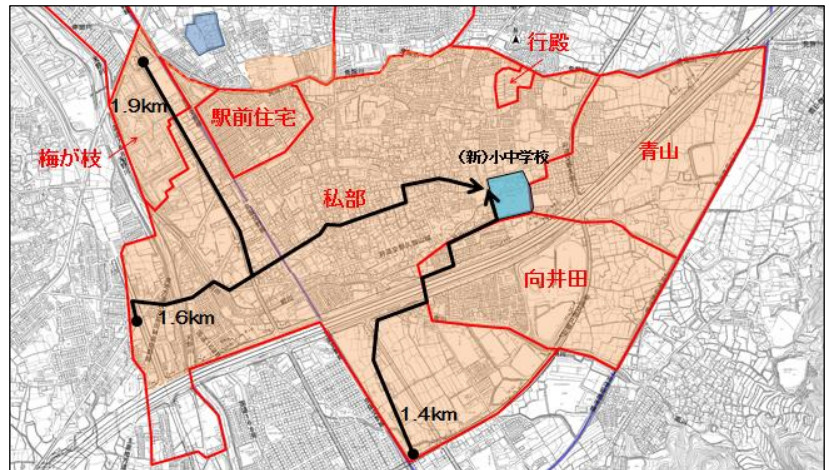
- 交野小学校、第一中学校は、平成57年度まで適正な学校規模で推移する見込みですが、長宝寺小学校は小規模のまま推移する見込みです。
- すべての学校で、大部分の建物が築後40年以上経過しており、交野小学校、第一中学校では、築後50年以上経過した建物があるなど、学校施設の老朽化は、各校で課題です。

### ③学校適正配置の方向性

「懇談会」(\*)でいただいたご意見や審議会からの答申を踏まえ、交野小学校・長宝寺小学校・第一中学校を統合し、**現在の交野小学校敷地に、施設一体型の小中一貫校を設置することとします。**

### ②学校適正配置の考え方と配置案

- 長宝寺小学校がすでに小規模であり、将来も小規模のまま推移する見込みとなっているため、将来的にも適正な学校規模となる方策を考える必要があります。
- 第一中学校区を基本とした配置案と、中学校区をまたぐ配置案を作成しています。



現在の交野小学校敷地に、施設一体型小中一貫校を設置する場合の学校配置図

### (※)「懇談会」とは・・・

- 第一中学校区は、学校規模や学校施設の老朽化の課題など、喫緊の課題を抱える中学校区となっていることから、「第一中学校区における市立小中学校の適正配置等に関する懇談会」を設け、平成29年12月から平成30年3月まで実施しました。

## 第二中学校区

### ①現状と課題

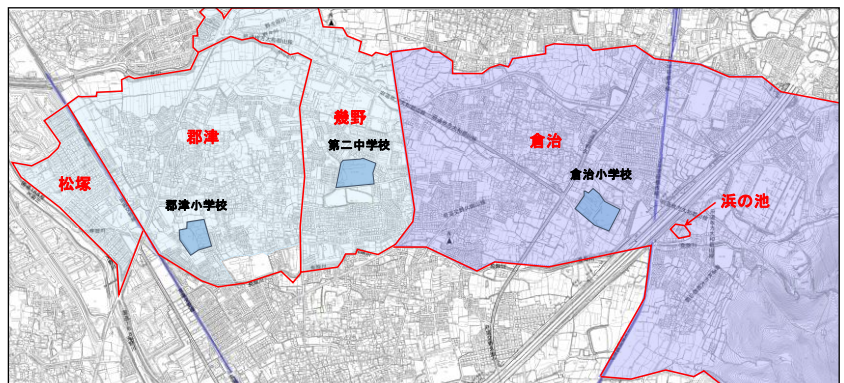
- 郡津小学校・倉治小学校・第二中学校の各学校とも、平成57年度まで適正な学校規模を維持する見込みです。
- 大部分の建物が築後40年以上経過し、郡津小学校では築後50年以上経過した建物もあるなど、学校施設の老朽化は、各校で課題です。

### ③学校適正配置の方向性

各学校とも、平成57年度まで適正な学校規模を維持する見込みであることなどから、**当面の間、2小1中の現状の接続関係を維持しつつ、必要な施設整備を行っていくこととします。**

### ②学校適正配置の考え方と配置案

- 各校とも今後も適正な学校規模を維持する見込みであり、学校規模の面からは、現状の学校配置を維持することが考えられます。
- 倉治小学校区の倉治8丁目では、大規模な住宅開発が見込まれていますが、倉治小学校や第二中学校では、適正規模を上回るような学校規模にはならない見込みとなっています。



現状の2小1中を維持する場合の学校配置図

## 第三中学校区

### ①現状と課題

- 第三中学校は、平成57年度まで適正な学校規模で推移すると見込まれていますが、星田小学校、妙見坂小学校、旭小学校については、大規模な住宅開発等の影響を考慮しない場合、平成57年度までには、小規模化する見込みです。
- すべての学校で、大部分が築後40年以上経過しており、星田小学校では、築後50年以上経過した建物があるなど、学校施設の老朽化は各校で課題です。

### ②学校適正配置の考え方と配置案

- 星田小学校区と藤が尾小学校区にまたがる星田駅北地域の学校区のパターンごとに、将来にわたって良好な教育環境を確保できる学校配置を考える必要があります。

## 第四中学校区

### ①現状と課題

- 私市小学校、第四中学校は、平成57年度まで適正な学校規模で推移すると見込まれていますが、岩船小学校、藤が尾小学校については、大規模な住宅開発等の影響を考慮しない場合、平成57年度までには、小規模化する見込みです。
- 築後40年を経過した建物を有する学校は、岩船小学校と藤が尾小学校となっていますが、他の学校でもすべての建物が築後30年以上経過しており、今後施設の老朽化に伴う更新・改修の時期を迎えることとなります。

### ②学校適正配置の考え方と配置案

- 星田駅北地域の学校区のパターンごとに、将来にわたって良好な教育環境を確保できる学校配置を考える必要があります。
- 学校区と地区の境界が一致している現状の岩船小学校と私市小学校の校区変更をすることは、地域コミュニティへの影響が大きいといった課題があることから、学校統合案を作成しています。

## 第6章 これからの学校施設の在り方

学校施設は子どもたちの学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための場であることが基本です。

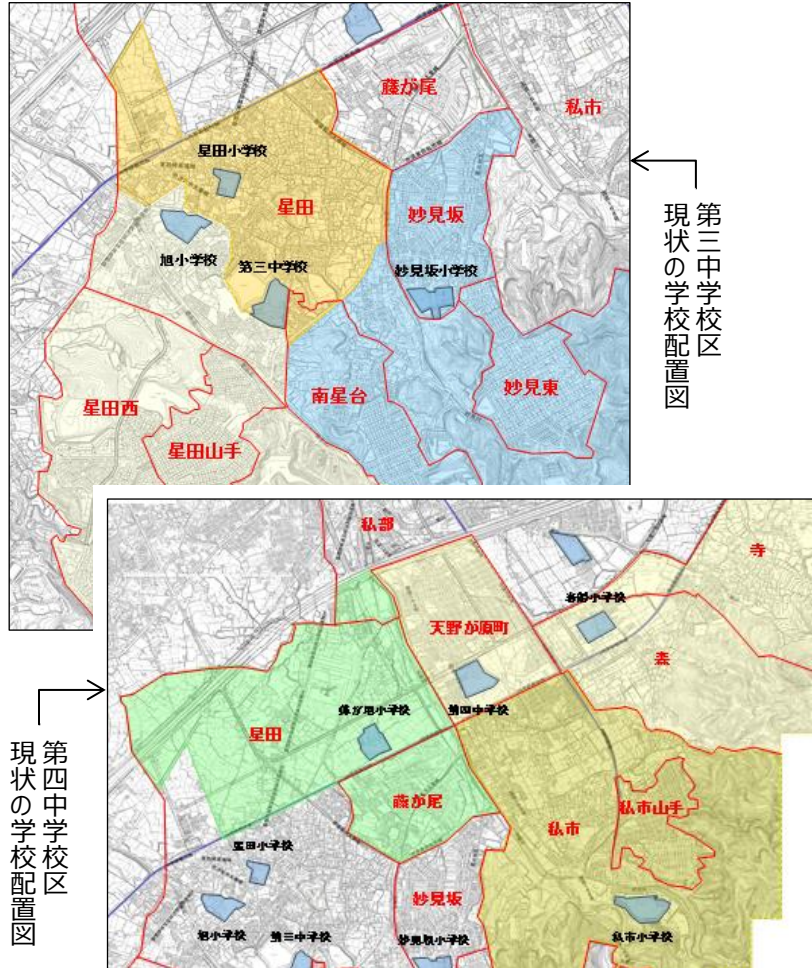
加えて、学校が避難所となっていることから、防災機能の確保についても検討が必要です。

今後の学校施設は、学校施設の複合化も含めて、更なる教育環境の充実など、地域の方々も利用しやすい施設整備を検討していく必要があります。

### ③学校適正配置の方向性

**星田駅北地域の住宅開発がさらに確かなものとなった時点で、速やかに再度、学校区とあわせて将来に向けた望ましい学校適正配置を検討することとします。**

当該住宅開発の影響を受けない妙見坂小学校では、適切な時期に学校規模適正化の方策を実施することとします。



### ③学校適正配置の方向性

**星田駅北地域の住宅開発がさらに確かなものとなった時点で、速やかに再度、学校区とあわせて将来に向けた望ましい学校適正配置を検討することとします。**

当該住宅開発の影響を受けない岩船小学校では、適切な時期に学校規模適正化の方策を実施することとします。

## 第7章 計画の見直し等について

今後、教育制度の変更や社会情勢の変化が生じた場合には、必要に応じ、本計画を見直すこととします。

学校規模適正化に伴う校区変更や学校統合、複合化等の事業実施の際には、児童生徒の保護者や学校関係者、地域住民との懇談会やワークショップなど、様々な手段を通じて広く市民の理解と合意形成を図りながら、本計画に基づく各種事業を進めていくこととします。